

換地処分に伴う 住民年金課からのお知らせ

1. マイナンバーカードの住所変更について

マイナンバーカードをお持ちの方は、換地処分に伴い、住所変更のお手続きが必要となります。8月4日より 住民年金課（窓口1番）にてマイナンバーカードに新住所を記載いたしますので、お手続きを行っていただくようお願いします。

※8/2（土）より、住所変更がお済みでないマイナンバーカードでは マイナポータル 及び コンビニでの証明書発行が利用できません。 住所変更のお手続き後からご利用ください。

お手続きでは、すでに設定されている暗証番号の入力が必要（設定されている方のみ）になる他、手続きする方により持ち物等が異なりますので、下記をご参照ください。
（代理人が来庁する場合は、暗証番号が違うと手続きできません）

手続きする方	条件	持ち物
本人	15 歳以上	・ 本人のマイナンバーカード
成年後見人 及び 15 歳未満の方の法定 代理人	法定代理人ということが持参 書類で確認できる	・ 本人のマイナンバーカード ・ 法定代理人の顔写真付本人確認書類 ・ 法定代理人の権限確認資料 （登記事項証明書や戸籍謄本等） <u>※同一世帯や 戸籍等で親権確認できる 場合は確認書類不要</u>
同一世帯員	住民票上の世帯が同じである こと	・ 本人のマイナンバーカード ・ 来庁者の顔写真付本人確認書類
上記以外の場合 （任意代理人）	<u>村から送付した委任状</u> を持参 （事前にお電話でご請求くだ さい）	・ 本人のマイナンバーカード ・ 任意代理人の顔写真付本人確認書類 ・ 村から送付した委任状

※顔写真付き本人確認書類：マイナンバーカード・運転免許証・在留カード・パスポート・障がい者手帳等

2. 戸籍の本籍地番について

換地処分に伴い、住所地番と本籍地番が変更されます。

【住所地番と本籍地番を同一にしている方へ】

住所地番と本籍地番の変更ルールが異なるため、変更後はそれぞれ異なる地番になる場合があります。変更後の本籍地番を住所地番と同一にするには、別途「転籍届」の届出が必要となります。届出は任意ですので、そのままでも問題ありません。ご不明な点がございましたら、住民年金課戸籍係までお問い合わせください。